

名前_____

実施要項

- ・実施要項上段に名前の記入を忘れずにしてください。
- ・参考書類等々またはインターネットでの検索確認はできません。
- ・回答時間は90分です。既に回答が終わった場合、60分経った段階で退出できます。
- ・回答するには鉛筆またはシャープペンシルを使用してください。
- ・消しゴムで文字を消す時はしっかりと消してください。
- ・筆記用具以外は貴重品棚に保管してください。

問1 以下の文章は団体理念の一部を抜粋したものである。空白の〔 〕にA-Jまでである例の中から適切な語句を選んで記入せよ。

(抜粋) 一方で私たちは、この社会において、〔①〕の〔②〕でさえも〔③〕として行われていることも知っています。それは私たちが〔④〕とは、おおよそ〔⑤〕ように感じるものであり、これは〔⑥〕が「保護されるべき人」「劣っている人」「何もできない人」と〔⑦〕され、〔⑧〕によって〔⑨〕からです。こうした歴史に由来する〔⑩〕は消し去ることができません。ただ、変えていくことはできます。

例：(A) 障害者本人 (B) 本人以外の専門家 (C) 支援 (D) かけ離れている (E) 事実 (F) 主体性を奪う行為 (G) 障害者 (H) 理解 (I) 判断され作られてきた (J) 必要とする支援

問2 団体理念の1つ目の柱である「地域での生活にこだわる」のに必要なものとして本人の意思がもっとも重要であると理解されるが、その意思の要素を二つあげよ。また本人の意思の鍵となる組織が果たすべき要素も合わせて答えよ。

A. _____ ・ B. _____ + C. _____

問3 問2におけるCに記入した語句の定義を述べよ。

A. _____ とは、 _____ もしくは _____、である。
る。

問4 社会性を発揮するうえで介助利用障害者の自主性が未熟なばあい、介助者は自主性をもって接することが必要となるが以下の事例における介助職員の自主性について考察し指摘もしなさい(160文字以内)。

【事例】 介助利用障害者Dさんは早口で指示をする人で、介助者にして欲しいことは一度の指示でたくさん伝えることがよくありました。介助者Eさんは一度にたくさん指示されたことが覚えられず暗記ができないのは自分が悪いと思っていますが、それでも何とかBさんのために介助がいくつもうまくできるようにしたい気持ちをもっています。

【考察】

問5 介助者の仕事はまず指示が聞けることであるが、具体的に指示を聞くというのはどういった意味であるかについて述べよ。指示の要素と合わせて的確に述べよ

A. _____

問6 機能障害 (impairment) ・能力障害 (disability) ・社会的不利 (handicap) を社会がどのよ
うに捉えてきたか、について下記のモデルにふさわしい説明文を選びなさい。

医学モデルA. _____ B. _____ C. _____

社会モデルD. _____ E. _____

折衷モデルF. _____ G. _____

(1) 2001年に国際生活機能分類 (ICF) としてWHO(世界保健機関)がその分類を改正し
あらたな理論的枠組みを構成した。

(2) ノーマライゼーション理念を一つの背景として持っているため、社会にある障害に
対する誤解・偏見・差別を社会全般のなかに見出していき、社会的不利を形式的に平等に
しようとする政策や政治が展開し始めた。

(3) このモデルでは障害者 (個人要素) とそれを取り巻く環境 (環境要素) の相互作用
が重視され環境因子 (生活環境、人的環境、社会偏見、法制度、社会サービスなど) がそ
の相互作用に影響するものである。

(4) この分類によって、医療的医学的リハビリテーションの視点から3階層に分かれた
障害者に対する支援のアプローチが見出された

(5) 1970年代ごろからアメリカを中心とする障害者運動のあと押しも受けて、障害は社会における差別によって起こる不平等を言うのであり、社会的不利は一人ひとりの機能や能力における障害とは無関係であると理解した

(6) 個人の問題として帰属させやすく、障害は個性というトピック（題目）になる

(7) 1980年にWHO(世界保健機関)が提唱した国際障害分類（ICIDH）において、障害は医療・リハビリテーションの対象であり、一人ひとりの能力は、障害を克服できたかどうかの差によってもたらされるものと理解した

問7 文章を読み（ ）の語句を埋め、そのあとに続く問題について答えよ。

障害者手帳を用いて教育や雇用など広範囲の社会的施策をとる国は（ ）（ ）（ ）とであるが、かえって手帳制度を有することがそれらの諸国では社会問題であると指摘される。その問題とは、A. _____

問8 厚生労働省による「職場における腰痛予防対策指針」のなかの改定事項は（1）介護作業の適用範囲の・内容の充実（2）リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムの記述であるが、それぞれのポイントを記した文章が下記にある。空欄に当てはまるものはどれか。

(1) のポイントは、_____では、_____こととし、_____は行わないこと

(2) のポイントは、_____に応じて、_____を見つけ出し、_____、などから_____を評価し、_____する

(A) 腰痛の発生につながる要因 (B) リフトなどの福祉機器を積極的に使用 (C) リスクの大きなものから対策し検討実施 (D) 腰部に著しく負担がかかる移乗介助 (E) 一つひとつの作業内容 (F) 想定される傷病の重篤度・作業頻度 (G) 原則として人力による人の抱え上げ (H) その作業のリスクの大きさ

問9 腰痛の発生につながる要因に動作的要因が含まれるが、そのリスクを減らすために作業標準を決めておくことは対策の一つとなる。(a)～(i)はベッドから車椅子への移乗介助の例である。想定されている通りに並べ替えよ。

A. 〈 〉 → 〈 〉 → 〈 〉 → 〈 〉 → 〈 〉 → 〈 〉 → 〈 〉 → 〈 〉 → 〈 〉

(a) ギャッチアップを利用して利用者を起こし、次いで利用者に右手でベッドのサイドレールを持つように言いながら、端座位をとってもらう

(b) ベッドを上げて介助者が作業しやすい高さにする

(c) 介助者はしっかり腰をおとして、利用者の左側から体幹を支えるように車いすの方に押し、ボード上をすべってもらう

(d) アームレストとフットレストをセットする。このとき、中腰にならないよう、膝をついて作業する

(e) ベッド高を車いすの座面よりやや高い位置に調整する

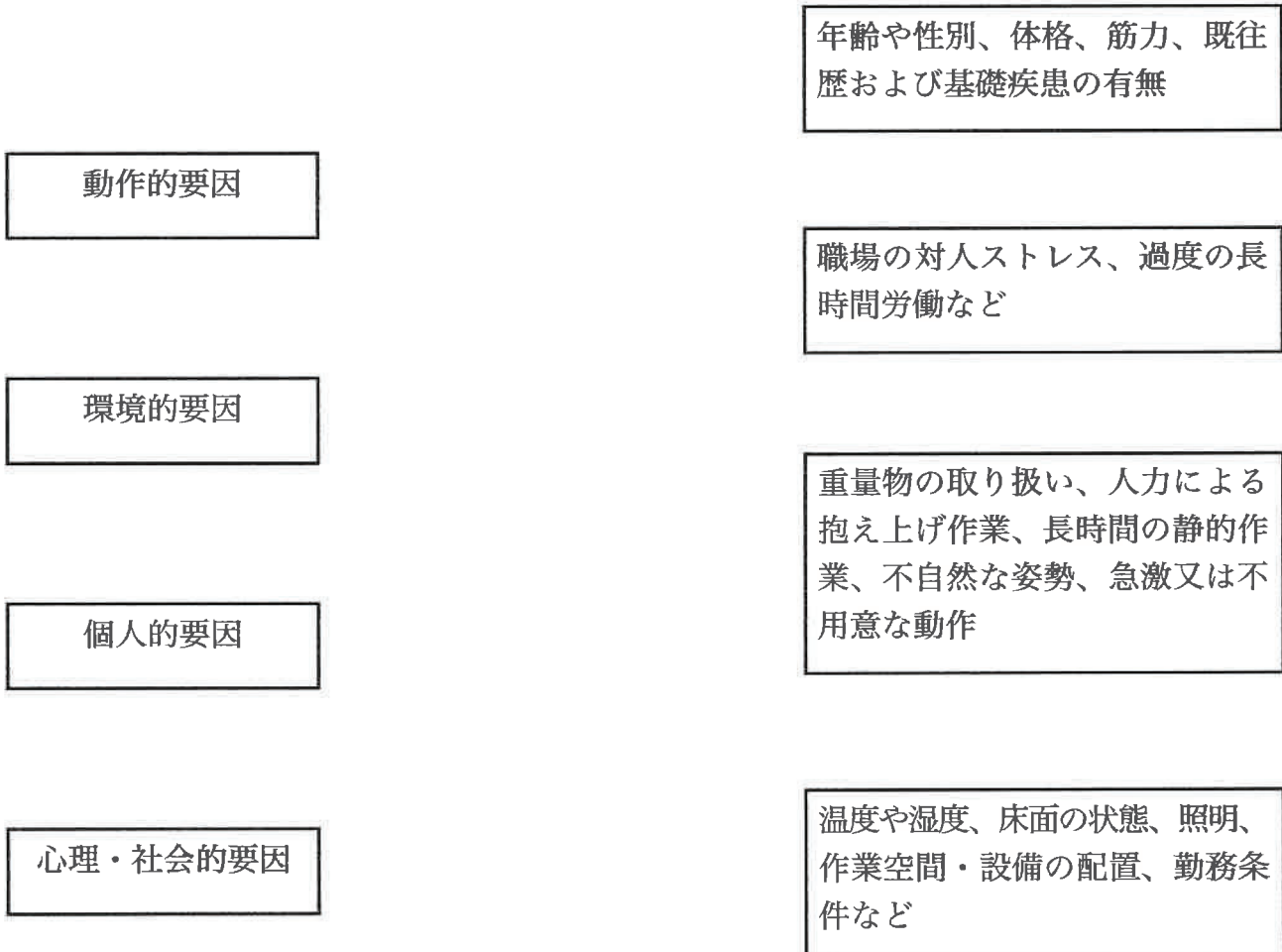
(f) スライディングボードをセットする。ボードの挿入時は、利用者に少し右の臀部を上げてもらいよう、声かけをする

(g) 移動したら、利用者が車いすに深く腰掛けているかを確認してからボードを抜く。

(h) 利用者には右手で車いすのアームレストを掴むよう、声かけをする

(i) 車いすを利用者の足側に30度ぐらいの角度でセットし、両側のフットレストと左側のアームレストを上げておく。

問 1 0 腰痛の分類の説明をよく理解したうえで、腰痛の発生要因と結びつきやすいものはどれか図示しなさい。



問 1 1 ボディメカニクスで活用する 4 つの力学的原理を挙げよ

【① 】 【② 】 【③ 】 【④ 】

問 1 2 問 1 1 で挙げた原理を介助現場での具体的な行為を例に①～④に説明せよ

① _____

②

③

④

問13 感染予防・対策の3つの柱について挙げよ

【① 】 【② 】 【③ 】

問14 下記のものは感染源となる可能性があるものである。空欄に適切な語句を埋めよ。

(ア) [] [排泄物]

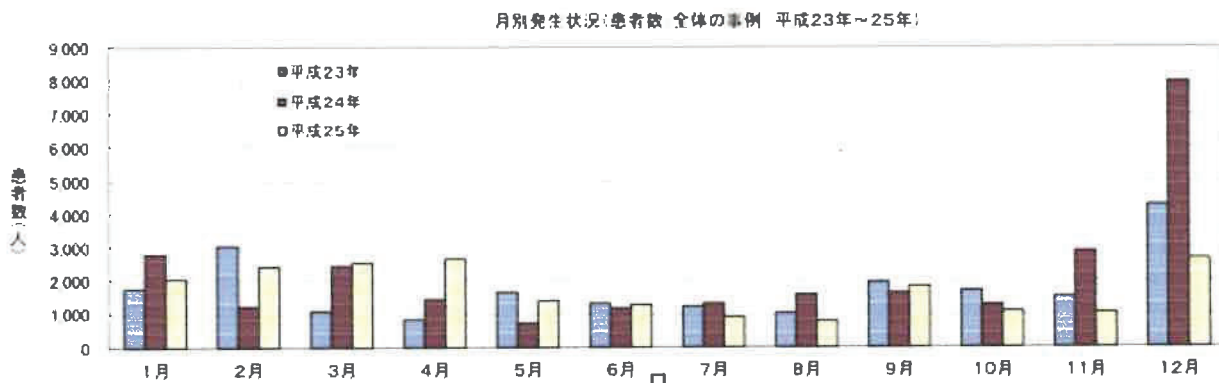
(イ) [血液] [] [] *喀痰・膿みなど

(ウ) [] *注射針・ガーゼなど

(エ) 上記に触れた手指で取り扱った []

問15 この図は平成25年度食中毒発生状況を棒グラフにしたものである。ここから分かる食中毒発生の特徴を簡潔に述べよ。

A.



問16 問13における回答②に入るもののうち3原則について答えよ。

A.感染源（病原体）を【_____こと】【_____こと】

【_____こと】

問17 接触感染・飛沫感染・空気感染・血液媒介感染でおもに原因微生物となるものを選べ。

感染経路	おもな原因微生物
接触感染	・
飛沫感染	・
空気感染	・
血液媒介感染	・

{ 結核菌 ノロウイルス 腸管出血性大腸菌 麻しんウイルス 風しんウイルス
C型肝炎ウイルス 人免疫不全ウイルス (HIV) インフルエンザウイルス }

問18 近年介助現場などでは、感染予防策としてスタンダード・プリコーション（標準予防措置）の視点にたって従事することが必要になってきている。下記の文章はスタンダード・プリコーションを説明した文章であるが〔 〕に適切な語句をいれよ。

スタンダード・プリコーションは「すべての血液・〔 〕・〔 〕・排泄物・〔 〕・〔 〕などは感染する危険性があるものとして取り扱わなければならない」という前提に立ったものである。

問19 下記の文章は介助職員による医療的ケアの変遷を述べたものである。医療的ケアの可否の法的根拠となる医師法17条の解釈と地域生活支援の有りようについて、簡潔に思うところを述べよ

これまで介護従事者による医行為は認められてこなかったが、厚生労働省の通知や報告書による一定の条件下では認められていた。例えば、1989年に提出された報告書（医療行為および医療関係職種に関する法医学的研究）によると医行為にあたりとされた浣腸・導尿・人工肛門管理、喀痰吸引等々のうち、医行為とされていたものが最重度障害者にとってみれば日常生活行為にあたり、介護もそれに準じたものであったため認められるにいたっている。

さらに2005年の通知では医行為にあたりとされていた浣腸・導尿・人工肛門管理がもともと医行為ではなかったとされており、バイタルチェック・軟膏を塗る・湿布を貼る等々の日常生活行為を医行為にあたらぬとするは介護現場で必要とされる行為との齟齬ではあったが、行為自体を限定的に解釈させることに建前があったかのように見える。しかし行為自体を限定的に解釈させるという、これまでの流れは介護現場で一定程度浸透している状況であり、2012年に喀痰吸引及び経管栄養が法制化され実施運用することになったのは、医行為に対する正しい理解と介助行為の技術を上げることで必要とされるサービスの不備を解消していくためであろう。

A. _____

問20 防災対策における組織目標、最優先事項はなにかについて記しなさい。

A. _____

問21 災害が発生した場合、組織が機能不全を起こさないための3つの要素はなにか。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

問22 一般的な避難場所として広域避難地域と任意避難地域とに大別されるが、下記の文章は広域避難地域を説明した文章である。広域避難地域のうち避難場所とその説明を組み合わせなさい。

広域避難地域とは、地震にともなう大火災などの二次災害が発生し避難が必要になったばあい（地域全体が危険になったとき）、避難誘導等の統制を必要と判断された地域をいい、避難を要する場合、被災の態様により3箇所場所が設けられる

《 》 - 《 》 《 》 - 《 》 《 》 - 《 》

① 一時避難場所 ② 広域避難場所 ③ 避難所

①' 災害終息後住居などを失った人に継続して救助をおこなうにあたり、自治体が選定した宿泊・食事等々を提供して生活機能をもたせる

②' 災害状況が深刻かつ甚大なことにより避難する場所であり、自治体ごとの防災計画に準じて行政が選定している

③' 災害の状況を見る場所をいい、自主防災組織や町内会などが場所を選定することが多い

問23 避難生活において一定の配慮を必要とする場合の避難先・障害程度・ケアの可否・避難対象者・法制度の説明としてふさわしいものを選び。下記枠内に○×を記入

(1) 福祉避難室は、障害程度に関わらず、専門的なケアは必要ではないが配慮を必要とする、災害救助法の適用のもと避難する。

(2) 福祉避難所は、障害程度が軽度の方で、専門的なケアなどの特別な配慮を必要とする、総合福祉法の適用のもと避難する

(3) 緊急入所は、障害程度中程度以上重度の方で、身体状況の悪化などにより福祉避難所での避難生活が困難なため、介護保険制度等の適用のもと避難する

(4) 緊急入院は、障害程度に関わらず、福祉医療的処置や治療が必要で健康保険制度の適用のもと避難する

(1) _____ (2) _____ (3) _____ (4) _____

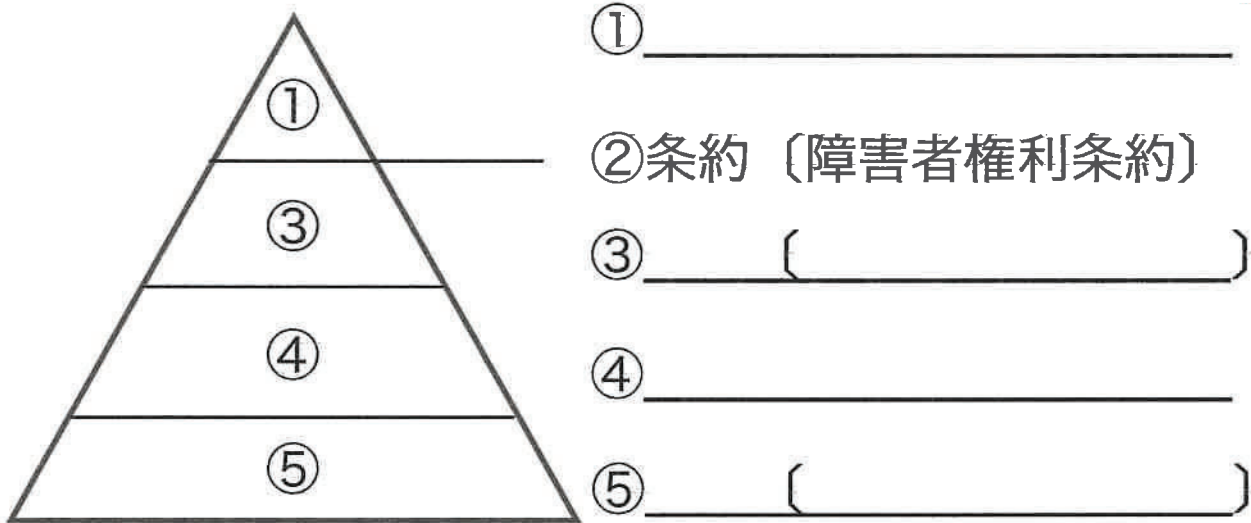
問24 避難は最終的な手段であると言われるように、慎重な行動が求められる。そこで、いざ避難をする場合どのような点に注意を払うべきかを述べたなさい。

A. _____

問25 事業体において、安否確認をすることの意味は、被災職員の救援・救護の体制を準備することの他もう一つ理由がある。下記にその説明があるが、空欄に適切な語句を入れよ。

人間は災害に巻き込まれると自分の受けた被害を軽く判断する傾向があるため、安否確認を通じて { _____ } ことが重要である。

問26 障害者虐待防止法が2012年10月1日より施行されたが、これら障害福祉における国内法の整備の一つであると言われる。下記のピラミッドは国内法の体系を表したものである。①から④の後に続けて適切な語句を記入の上、〔 〕に適切な語句の具体名を書くこと。



問27 障害者虐待防止法第2条2項における障害者虐待の適用される主体を全てあげよ。

- (ア) _____
- (イ) _____
- (ウ) _____

問28 下記の図は虐待の種類・2014年虐待統計構成割合・具体的な事例をまとめたものである。図を完成させよ。

虐待の種類	構成割合	具体的事例
		(エ)
		(ア)
	25.5%	

【虐待の種類】

①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④放棄・放置 ⑤経済的虐待

【構成割合】

(A) 63.3% (B) 5.6% (C) 31.6% (D) 18.9% (E) 25.5%

【具体的事例】

(ア) 殴る蹴る・拘束・管理都合による抑精神薬の投薬 (イ) 性器への接触・わいせつな言葉を発する、聞かせる (ウ) 暴言侮辱の言葉・子供扱い・無視する (エ) 食事・水分、排泄介助をしない・不衛生な住環境のまま (オ) 同意なしに年金などを費消、管理をする・日常生活に必要な金銭を渡さない

問29 障害者虐待の判断ポイントとして、①虐待をしているという自覚は問わない②障害者本人の自覚は問わない③虐待の判断チームで行う、ことともう一つは何か。④について回答し意味を答えよ。

④ _____

(理由) _____

問30 障害者虐待防止法におけるスキーム（計画的枠組み）において、虐待が発見された場合、各主体には責務がある。適切なものを選んで埋めよ。

養護者による障害者虐待					
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保					
[スキーム]					
<div style="border: 1px solid black; background-color: #f8d7da; padding: 5px; display: inline-block;">虐待発見</div>	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;"> (A) 1 → </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff3cd; padding: 5px; display: inline-block;">市町村</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-left: 20px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">①</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">(B) 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">(B) 2</td> </tr> </table> </div> </div>	①	(B) 1	②	(B) 2
①	(B) 1				
②	(B) 2				

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待					
[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施					
[スキーム]					
<div style="border: 1px solid black; background-color: #f8d7da; padding: 5px; display: inline-block;">虐待発見</div>	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;"> (A) 1 → </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff3cd; padding: 5px; display: inline-block;">市町村</div> <div style="text-align: center;"> (A) 2 → </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #d1ecf1; padding: 5px; display: inline-block;">都道府県</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-left: 20px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">①</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">(B) 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">(B) 4</td> </tr> </table> </div> </div>	①	(B) 3	②	(B) 4
①	(B) 3				
②	(B) 4				

使用者による障害者虐待					
[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施					
[スキーム]					
<div style="border: 1px solid black; background-color: #f8d7da; padding: 5px; display: inline-block;">虐待発見</div>	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="text-align: center;"> (A) 1 → </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff3cd; padding: 5px; display: inline-block;">市町村</div> <div style="text-align: center;"> (A) 2 → </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #d1ecf1; padding: 5px; display: inline-block;">都道府県</div> <div style="text-align: center;"> (A) 3 → </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #d1ecf1; padding: 5px; display: inline-block;">労働局</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-left: 20px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">①</td> <td style="text-align: center; width: 50%;">(B) 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">(B) 4</td> </tr> </table> </div> </div>	①	(B) 3	②	(B) 4
①	(B) 3				
②	(B) 4				

A1()
B1()
B4()

A2()
B2()

A3()
B3()

(A) a.通知 b.報告 c.通報

(B) d.措置等の公表 e.監督権限等の適切な行使 f.措置（一時保護、後見審判請求） g.事実確認
（立ち入り調査）